

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面及び仕様書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の委託業務を契約書記載の履行期限内に完了させ、甲は、その業務委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(甲の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(現場代理人)

第5条 乙は、委託業務の現場代理人を定めたときは、速やかに書面によりその氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、委託業務の現場に常駐し、委託業務の運営管理、委託業務現場の取締りその他委託業務の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。ただし、委託業務の性質上、乙又は現場代理人が委託業務の現場に常駐することを要しないと甲が認めたときには、この限りではない。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合において、委託料金、履行期間その他この契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は、甲乙協議して書面により定める。

(履行期間の延長)

第7条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、延長日数は甲乙協議して書面により定める。

(損害の負担)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害の

賠償の責を負うものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由により生じたときは、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して書面により定める。

2 前項の場合その他委託業務の実施に関して、第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理に当たるものとする。

3 乙は、前2項の損害又は紛争が生じたときは、その事実の発生後直ちに状況を書面に甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に委託業務の成果について検査を行わなければならない。

3 乙は、委託業務の成果が前項の検査に合格しないときは、直ちに契約内容に適合するように手直しした後、甲に手直し完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 委託業務の物件引渡しは、前2項の検査に合格した通知書の発行日をもって完了するものとする。

(委託料の支払)

第10条 甲は、前条の規定による検査又は再検査を完了したときは、その旨を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の規定により通知を受けたときは、書面をもって業務委託料の支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(部分払)

第11条 乙は、契約書又は仕様書に毎月その他数回に分けて業務委託料を支払う旨の表示があるときは、当該指定期間ごとに甲に通知しなければならない。

2 第9条第2項から前条までの規定は、前項の場合において準用する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第12条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、甲が委託業務の未履行分に相応する業務委託料相当額として定める額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する遅延利息の率(以下「支払遅延防止法の率」という。)により計算した額とする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、契約の全部又は一部を解除する

ことができる。

- (1) その責に帰すべき事由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の締結又は履行につき、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な事由がないのに、委託業務に着手すべき期限を過ぎても、これに着手しないとき。
- (4) 正当な事由がないのに、甲の指示に従わないとき。
- (5) 第3条の規定に違反したとき。
- (6) 前5号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 第15条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除された場合は、解除の日までに実施した委託業務の内容等を書面により甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、実施部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料を乙に支払うものとする。

4 前項の場合において、第11条の規定する部分払があったときは、当該部分の額を前項の検査に合格した部分に相応する業務委託料から控除する。

5 乙は、第1項の規定により契約が解除された場合においては、業務委託料の10分の1に該当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

6 甲は、乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額につき、甲の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、この締結日における支払遅延防止法の率により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(甲の任意解除権)

第14条 甲は、委託業務が完了しない間は、前条第1項の規定による場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないものとし、その損害賠償額は、甲乙協議して書面により定める。

(乙の解除権)

第15条 乙は、次の各号の一つに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第6条第1項の規定により、委託業務の内容を変更したため、業務委託料の額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第6条第1項の規定により、委託業務の中止期間が、履行期間の2分の1を超え

たとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により、委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 第13条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を他に利用し、又は他人に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の実施の結果（業務の実施の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、取手地方広域下水道組合個人情報保護条例（平成23年取手地方広域下水道組合条例第2号）の規定に基づき、この契約に係る業務において取得した個人情報を適正に管理しなければならない。この契約に係る業務が完了した後も、また同様とする。

(疑義の解決)

第18条 この契約の定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

備考

この契約書は、契約の内容に応じて適宜補正して使用することができる。